

はじめに

水道は、健康で快適な日常生活をはじめ各種の産業活動の発展や都市機能を維持するために欠かすことのできない社会基盤施設として、重要な役割を担っています。

本県の水道は、水道事業者をはじめ関係者各位のたゆまぬ努力のもと、平成13年度末の普及率で98.9%と完全普及といえるまでに普及していますが、地震対策、鉛管問題、市町村合併に伴う水道事業の統合など、今後取り組まなければならない多くの課題を抱えています。

国においては、昨年4月から改正水道法が施行され、水道事業者による第三者への業務委託の制度化、水道事業の広域化による管理体制の強化、利用者の多い未規制の水道に対する水道法の適用、ビル等の貯水槽水道における管理の充実、利用者への情報提供など、21世紀の水道を発展させていく上で必要な法環境が整備されました。

各水道事業者におかれましては、改正水道法の趣旨を踏まえ、サービス水準の維持に必要な財政基盤・技術基盤を確保できるよう最適な経営形態を選択するとともに、需要者の求める情報公開、広聴活動を積極的に進め、需要者の立場に立った水道を実現していただくようお願いするところであります。

県としましても、広域に取り組むべき水道水源の水質保全、湯水対策、震災等の災害対策、健全な水循環の構築等について、水道事業者や県民の皆様と協力しながら積極的に取り組んでいきたいと考えております。

このたび、水道事業者並びに関係者各位のご協力により「平成13年度三重県の水道概況」を作成しました。ご協力をいただきました皆様に厚く御礼申し上げますとともに、本書が水道事業推進の一助となれば幸いに存じます。

平成15年3月

三重県環境部地球環境・生活環境チーム

マネージャー 余谷 道義